

令和5年4月1日施行

# 足立区客引き行為等の防止に関する条例



違反  
行為  
**1**

## 客引き行為

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、客となるように誘い込む行為。

違反  
行為  
**2**

## 勧誘行為

通行人等不特定の  
人の中から  
特定の人に  
役務に従事  
するように  
誘い、勧める行為。

違反  
行為  
**4**

## 受け入れ行為

客引きやスカウトを  
受けた者を店舗や施  
設内に立ち  
入らせる  
こと。



違反  
行為  
**3**

## 客待ち・ 勧誘待ち行為

(1)(2)を行う目的で  
相手方と  
なる者を『  
』  
待つこと。



違反  
行為  
**5**

## ピンクちらし の配布行為

ピンクちらしを公  
共の場所で配布す  
る行為。



対象となる業種は以下のような業種です。

- ① 居酒屋、キャバクラ、ホストクラブ、ガールズバーなどの酒類を提供する飲食店
- ② カラオケボックスなどのカラオケ店
- ③ ソープランドなどの風営法第2条第6項に規定する営業
- ④ アロママッサージなどの専ら異性の客に接触するサービスを行う営業

違反行為は区内全域で禁止となり、指導の対象です。

# 違反行為をした場合には 指導及び警告を行います。

警告に従わない場合は、

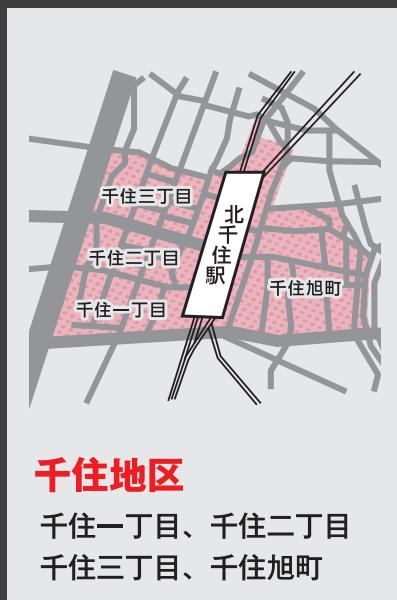
5万円以下の  
過料が  
科せられます。

違反行為をした者のほか、  
違反行為をさせた事業者にも  
適用されます。

氏名や店名等を  
区HPなどで  
公表します。

区職員などが違反行為を  
見かけた場合は、撮影します。

## 客引き防止 重点地区



## 客引き行為をしない宣言

宣言していただいた店舗にステッカーを配布します。  
宣言される店舗は、足立区ホームページからお申込みください。



連絡先



足立区 危機管理課生活安全推進担当

03 - 3880 - 5838

ステッカー・デザイン